

【教員採用試験】2024年夏試験の注目法規！

「こども基本法」と「こども大綱」確認テスト

1. 次の文はこども基本法の条文である。()内に当てはまる語句を答えなさい。

第一条

この法律は、(①)及び(②)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、(③)としてに取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、(④)を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、(⑤)を受けないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を(⑥)されること、(⑦)されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して(⑧)を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その(⑨)が優先して考慮されること。
- ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り(⑩)と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う(⑪)を実感できる社会環境を整備すること。

①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	⑧
⑨	⑩
⑪	*****

2. 次の文はこども大綱が目指す「こどもまんなか」社会について述べたものである。()内に当てはまる語句を下から選んで答えなさい。

「こどもまんなか社会」とは、(①)が、日本国憲法。こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、(②)としてひとしく健やかに成長することができ、(③)、置かれている(④)等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、(⑤)的・(⑥)的、(⑦)的に将来にわたって幸せな状態(⑧)で生活を送ることができる社会である。

精神	心身の状況	個人	全ての子ども
社会	経済	ウェルビーイング	全ての子ども・若者
環境	自立した個人	身体	

①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	⑧